

千葉県環境審議会 大気環境部会
議 事 録

日時:平成 28 年 3 月 14 日(月)15:00~

場所:京葉銀行文化プラザ 7 階 楓

目 次

1. 開会.....	1
2. 環境生活部次長あいさつ	1
3. 大気環境部会長あいさつ	2
4. 議事.....	3
千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の 改正について	
5. 閉会.....	9

1. 開会

司会

それでは、皆様、お揃いになりましたので、予定の時間より少し早目でございますけれども、千葉県環境審議会大気環境部会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます大気保全課の三田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議の公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項の規定により原則公開となっております。ここでお諮りいたします。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので公開いたしたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員、異議なし)

司会

ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。議事録については、後日ホームページ等で公開する予定でございます。傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、これから傍聴を希望している方に入室させていただきます。

(傍聴人 入室)

それでは、再開いたします。千葉県環境生活部 大竹次長より御挨拶を申し上げます。

2. 環境生活部次長あいさつ

大竹環境生活部次長

環境生活部次長の大竹でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、また悪天候の中、環境審議会 大気環境部会に御出席をいただき、ありがとうございます。

また、日頃から本県の環境行政の推進にあたり、御指導をいただき、重ねて御礼申し上げます。環境審議会の任期ですが、2年となつてまして、昨年6月に新たに委員をお願いしまして、今回、大気環境部会、初めての開催となります。また、部会長には、環境審議会の榛澤副会長にお願いしておりますので、改めまして、大気環境部会よろしくお願いいたします。

本日の諮問事項といたしましては、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」の改正の1件となります。

この要綱につきましては、窒素酸化物対策として現在運用しているものでございまして、特に窒素酸化物の排出量の多い火力発電施設を対象としておりますもので、県の施策としても重要なものと考えております。具体的な改正の内容につきましては、後ほど御説明しますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

ただいまありましたとおり、本年度は環境審議会委員の改選が行われました。今回、改選後、初めての部会開催となりますので、改めて委員の皆様を御紹介申し上げたいと思います。

お手元の資料2ページ目になりますが、「千葉県環境審議会大気環境部会出席者名簿」に従いまして、お名前のみ御紹介いたします。

大気環境部会長をお願いしております榛澤 芳雄(はんざわ よしお)部会長でございます。

中館 俊夫(なかだて としお)委員でございます。

畠山 史郎(はたけやま しろ)委員でございます。

矢野 博夫(やの ひろお)委員でございます。

河井 信明(かわい のぶあき)委員でございます。

鈴木 光(すずき みつる)委員でございます。

なお、本日、田中委員については、所用のため欠席でございます。

皆様、どうぞよろしく申し上げます。

ここで 定足数の確認をさせていただきますが、本日の審議会、委員総数7名中6名の委員の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条の規定により、本会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、環境生活部幹部職員を御紹介いたします。

環境生活部次長の大竹(おおたけ)でございます。

大気保全課長の工藤(くどう)でございます。

それでは、議事に入ります前に、恐縮ですが、お手元の配付資料を確認させていただきたいと思っております。まず、次第と一緒に出席者名簿、座席表、千葉県環境審議会運営規定、千葉県環境審議会大気環境部会委員名簿がございます。続いて、資料1から資料3、その後、参考資料1から参考資料3までございます。不足等ございましたらお申し付けください。

3. 大気環境部会長あいさつ

司会

それでは、議事に入ります前に、榛澤部会長に御挨拶をお願いいたします。

榛澤部会長

改めまして、こんにちは。本日は足場の悪いところ、また、お忙しいところ、この大気環境部会にお集まりいただき、どうもありがとうございます。

先程、大竹次長からも御説明ございましたように、電気の自由化に伴いまして、電気事業法の改正に伴う発電事業区分の見直しを平成28年4月より施行されるわけでございます。

それに伴う県の施策につきまして、説明がございますのでどうぞよろしくお願いいたします。
また、それぞれ専門の立場から御意見ををお願いしたいと思います。簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

4. 議事

司会

それでは、議事に入りたいと思います。

議事につきましては、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては榛澤部会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

榛澤部会長

それでは、座って進行させていただきます。議事の進行について、どうぞ御協力をお願いします。議事に先立ちまして、議事録署名人を私の方から指名してよろしいでしょうか。

それでは、私の方から、中館委員と河井委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、「次第」にありますとおり、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について審議させていただきますが、これにつきまして、まず事務局から説明をお願いします。

工藤大気保全課長

では、私の方から、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。今回の議題の諮問文書となります。

本日、御審議をいただきたい内容は、県が窒素酸化物対策の一つとして定めている行政指導指針、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」の改正についてです。

諮問理由として、資料1の下の方にはございますが、県では、窒素酸化物による大気汚染の防止に資するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」において濃度指導基準を定め、排出抑制を図っております。このたび、要綱の基準適用対象の変更等、所要の改正案をとりまとめたことから、御検討をいただきたいものです。

なお、資料1の裏面のとおり、審議会からこの大気環境部会へ付議されております。

どうぞよろしくお願いいたします。

別添として、2枚目に事務局改正案を添付してございますが、こちらは最後に御説明をいたします。

それでは、説明のため御用意した資料2をお開きください。

前段は、ただ今、御説明さしあげたとおりでありますが、後段に、今回の改正の発端として、電力の小売り自由化を目的として電気事業法の改正が行われたことを挙げております。

改正内容の前に、千葉県における窒素酸化物に係る状況について簡単に御説明をさせていただきます。

2(1)には、窒素酸化物対策の概要についてまとめております。次のページ、2ページ目になりますが、図1を御覧ください。

発生源への対策のうち、工場・事業場に対する固定発生源対策として、大気汚染防止法に基づく排出濃度規制が行われております。

その下、いくつか、県で行なっている指導についてあげておりますが、中でも、2つめの、「環境保全協定」による指導については、東京湾臨海部に大規模な工場が集中立地する本県において、昭和40年代から大きな効果を上げてきた制度となっており、排出濃度規制に加え、工場の排出総量規制も行っております。

固定発生源対策の一番下、アンダーラインを引いているのが本日の議題となる発電ボイラー等に関する指導要綱となります。詳細については後ほど御説明いたします。

また、窒素酸化物対策においては、自動車排ガス対策も重要となることから、御説明は省略いたしますが、移動発生源対策として簡単に記述させていただきました。

次のページ(2)において、図2に大気中の二酸化窒素濃度などの状況について、お示ししております。

平成のはじめごろにかけて濃度が上昇いたしました。各種発生源対策の結果、近年では二酸化窒素の状況は大きく改善をいたしました。千葉県環境目標値の達成割合も、近年は「一般環境大気測定局で」9割を超え、全局達成も視野に入っている状況にあります。

ここで、図の下、参考1になりますが、そちらに説明を加えてございますが、窒素酸化物汚染に係る指標として、その大半を占める二酸化窒素に「環境基準」が定められております。また、千葉県独自に、「二酸化窒素に関する千葉県環境目標値」を定めており、各種施策を推進するにあたっての目標としております。

では、4ページ、3番を御覧ください。

本日議題の「要綱」の概要についてとりまとめております。

この要綱は、特に都市部地域で排出の多い、発電用のボイラーやガスタービン等について、大気汚染防止法の排出基準より厳しい濃度基準を定めているものです。

基準は2種類に分けておりまして、表(1)には、「卸供給事業者」の設置する施設に特に厳しい基準を設定しているもの、表(2)は、それ以外の施設に、(1)よりは緩い、法よりは厳しくなっておりますが、そのような基準を定めているものです。

表(1)において卸供給事業者を対象としておりますが、この経緯について御説明を加えさせていただきます。この「卸供給事業者」は、平成7年に規制緩和によって、当時、新たに出来た制度で、それまで一般電気事業者と呼ばれる、首都圏では東京電力株式会社があてはまりますが、東京電力が独占的に行っていた売電用の発電事業に新規参入者が認められたものです。

東京電力につきましては、その排出量や公共性等から、厳しい排出抑制を「協定」において

指導してきたため、この新しい制度で進出する「卸供給事業者」についても同じレベルの指導が必要だろうと考え、この要綱において、特に厳しい基準として設定をしたものです。

結果として、発電事業を行う事業者について、協定と要綱の二つの制度で指導を行っていることとなります。

さて、次に5ページの4番で、電気事業法の改正による影響について簡単に御説明をいたします。

平成26年6月に「電力の小売り自由化」を目的として電気事業法の改正が行われました。この中で、法で定める事業類型が抜本的に見直しをされており、これまで、一般電気事業者、卸供給事業者、等の区分がございましたが、すべて廃止され、一般の需要の用に供する電力、つまり小売り用の電力の発電事業については、「発電事業者」という名称に統合されることとなりました。

次の5番において、現在の指導の継続についての考え方をお示ししております。

県では、平成22～23年度に、県環境目標値の達成を目指した施策の効果等を検証するための調査を実施しました。

この中で、要綱を含めた現在の施策は将来濃度の低減に有効であり、このまま継続して実施された場合には、平成32年には県目標値が達成される見込みとの検討結果が出ております。

この検討結果については、この大気環境部会でも御審議いただき、答申をいただいた内容でございます。この時の答申については、参考資料1に抜粋して添付しております。

参考資料1を御覧ください。

結論といたしまして、今後の窒素酸化物対策につきましては、県環境目標値の早期達成に向け、継続して現行の施策が必要とされております。この考え方に基づいて県では施策を行っており、今後も現在の要綱や協定による指導水準を、引き続き適用していきたいと考えております。

では、資料2の5番にお戻りください。

また、なお書きしておりますが、直近の状況として、今般の電力の小売り自由化もあり、立地条件の良い本県には、特に臨海部において発電施設の立地が見込まれております。その規模や使用燃料によっては、県内排出量に大きな影響を及ぼす懸念があることから、計画の動向に注視する必要があると考えております。

これに関連して、次ページ、6ページに(参考3)として、現在、県内に大規模な石炭火力発電所が2施設計画されている状況をお示ししております。報道ではこれ以外にも検討がされているようで、今後とも注視をしていきたいと考えております。

それでは、これまでの説明を踏まえまして、「要綱の主な改正方針」について御説明いたします。

一つ目として、要綱でこれまで「卸供給事業者」に対して適用していた基準について、卸供給事業者が廃止されてしまいますので、法改正で統合してできる「発電事業者」に適用することとします。基準値は変更せず、これまでと同じ数値を適用いたします。

二つ目として、環境保全協定の対象施設については、これまで協定で、要綱と同等またはそれ以上の指導をしてきた経緯がございますので、要綱の対象施設から除外して整理し、引き続き協定で指導を行っていききたいと考えております。これにより協定工場に対しても要綱が適用されるいびつな形を整理させていただきました。

少しわかりにくいいため、適用対象の変更について、参考資料2に概要を作成してみましたので、

こちらを御覧ください。

参考資料2に、協定を含めた指導基準の適用の概要をまとめてございます。簡単に御説明いたしますと、

1 の自家用発電施設を除く施設、「いわゆる発電事業に用いる施設」ですが、現在、左側にお示しております、協定工場の事業者には協定による厳しい協定値が適用されており、協定以外の卸供給事業者には要綱の厳しい基準が適用されています。これが、今回の改正により、右側、協定工場の発電事業者は協定で、協定以外の発電事業者は要綱で、それぞれ指導をするように変更をいたします。適用の範囲が少し変わりますが、協定と要綱のどちらかでもれなく適用するように考えさせていただきました。

2 の自家用発電施設については、要綱の重複適用を解消した点以外の変更はございません。

それでは、資料2の7ページにお戻りください。

手続き等について御説明をさせていただきます。

7番、本件につきましては、一般からの意見も広く聴くため、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの際の資料を参考資料3にお付けしましたが、約1ヶ月の期間中、特に提出された意見等はありませんでしたので、詳細は省略させていただきます。

最後に、今後のスケジュールについてですが、本日の御検討の後、答申をいただいたうえで、4月1日の施行に間に合うよう改正作業を行いたいと考えております。

続きまして、事務局改正案について御説明をいたします。

再び、資料1にお戻りいただき2枚目をお開きください。

修正箇所が分かるように赤字見え消しにより作成しており、今回の電気事業法の改正のほかに整理を行った箇所もございますので、修正箇所を順に簡単に御説明させていただきます。

・第2条の対象施設ですが、協定の対象工場を要綱の適用から除外する規定を設けたものです。

・第7条は、卸供給事業への規定を発電事業に変更するものです。

・第9条は、この要綱の業務は、大気汚染防止法を所管する政令市等に委任しておりますが、柏市に委任している規定に不備がありましたので、併せて見直したものです。これについては、市とも調整済みです。

裏面に参りまして、

・附則におきまして、施行は28年の4月1日から、また、既に設置されている施設への基準の適用については、既存のとおりとする旨の「経過措置」を定めております。

真ん中、別表に移りまして、

・別表(1)の対象施設を、卸供給事業者から発電事業者に変更するもの、これは今回の主要な変更点です。

・別表(1)の表の下の注意書きを御覧ください。従来この表の適用施設に対しまして、省資源の観点から使用燃料についての指針を定めておりましたが、既存の製造工場を念頭に置いた、少し不公平な指導であること、大気汚染という観点のものではないことから、今回削除させていただきたいと思います。

・最後に一番下、過去の市町村合併の際に改正をしていなかったもの、随分前の話になるのです

が、今さらながら整理させていただくもので、適用の市町村に何か変更を加えるものではございません。

以上となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

榛澤部会長

ありがとうございました。今、資料1の諮問について内容を説明していただきましたが、資料1の最後の改正案のところ赤字の部分がメインでございます。どうぞよろしくお願いいたします。今までの事務局の御説明に対しまして、まず、各委員から御意見を伺いたいと思います。

畠山委員

規制値等の内容については、全く変更はございませんので、規制対象の名称等の改正でございますから特に問題はないと思います。

河井委員

同じく、特に規制値等に関係する変更ではございませんので異議等ございません。

鈴木委員

私も、規制値に変更ないとのことでしたので、この件はこれで良いと思います。

矢野委員

私も、特にございません。このとおりで良いかと思います。

中館委員

私も、今までの先生方と同じで、電気事業法の改正に伴う名称の変更が主なものだと思いますので、内容に関しては問題ないと思います。

榛澤部会長

どうもありがとうございました。基準が甘くなったわけではなくて、厳しいまま継続するものでございますし、また、漏れがあったところを、この電気事業法の改正によって発電される場所がいろいろ出てくるようですが、それを全部網羅されていますので、各委員の方々は事務局の提案どおりでよろしいのではないかとこのことですので、この資料1の改正案については、御賛同いただきました。

これでよろしいですね。

(各委員、了承)

ありがとうございました。

次に用意してございます、資料3の答申案につきまして、事務局から御説明よろしく申し上げます。

工藤大気保全課長

では、事務局から答申案について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

今回の諮問内容については、先ほど御説明した改正案についてでございます。資料3を御覧いただき、簡単なものですが、併せて答申案について御説明をいたします。

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について
(答申案)

平成28年2月2日付け大第857号で諮問を受けた、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に
係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について、検討を行った。

千葉県では、23年度に策定した「今後の窒素酸化物対策の方針について」に基づき施策を
行っているが、二酸化窒素に係る千葉県環境目標値の早期達成に向けては、今後もこれまでと
同水準の指導を行う必要がある。

このたび、電気事業法の改正により発電事業に関する区分の変更が行われるが、これに合わせ
て要綱の基準適用対象を改正することについては、新たに設置される施設への指導を同水準で
継続するものであり、適切と考えられる。

また、その他の改正についても適当である。については、改正案のとおりとすることが妥当である。

結論として、事務局原案のとおりとすることが妥当である、とさせていただきます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

榛澤部会長

どうも、ありがとうございました。

結論から言いますと、参考資料2の協定と要綱で皆様方に協力していただくということとして、
この内容につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

畠山委員

協定と要綱という2通りに分かれているわけですがけれども、規制の内容としては、全く同じに見ら
れますけれども、協定と要綱に分かれているのは、例えば、こういうことがあるかはわかりませんが、
ある企業が協定を結ばないとなった場合は、要綱で縛るという、そういう目的もあるのでしょうか。

工藤大気保全課長

はい、先生のおっしゃるとおりでございます。基本は、こちらとしては、大規模な工場に対しては
協定で指導していきたいと考えておりますけれども、それに対して、協定は結ばないとなった場合
は、この要綱で指導していくということを考えております。

榛澤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

協定と要綱で網羅しようということでございますので、よろしくお願いいたします。

他に何か御質問ございませんでしょうか。ございませんでしたら、この事務局案に対しまして答申案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員、了承)

はい、どうもありがとうございました。

部会としましては、了承するというところでございますので、事務局、どうぞよろしくをお願いします。

他に、事務局から何かございますでしょうか。

工藤大気保全課長課長

事務局からはございません。

榛澤部会長

なお、本日御了承いただいた議題につきましては、千葉県環境審議会運営規定第 6 条の規定に基づき、私から環境審議会長に報告させていただき、会長の意見を得て、審議会の議決として会長名で答申される運びとなりますので、どうぞよろしく御了承願いたいと思います。

それでは、議事をこれで終了ということによろしいでしょうか。どうも長い時間、ありがとうございました。

大竹環境生活部次長

それでは、事務局の方から一言お礼申し上げます。

答申をいただき、ありがとうございました。

当県では、京葉コンビナート等の大規模な工業地帯を抱えておりますので電力の自由化によりまして大規模な火力発電所の立地等によります、周辺環境への影響を心配しております。

各委員の皆様には、今後とも、御指導のほどよろしく願いたいと思います。

本日は、御審議いただきましてありがとうございました。

5. 閉会

司会

本日の御審議ありがとうございました。これをもちまして本日の大気環境部会を閉会いたします。

御協力どうもありがとうございました。

-以上-